

業務管理体制の整備に関する届出事項 の変更手続の見直しについて

34

令和5年7月20日

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

重点番号33：指定障害福祉サービス事業所等が行う届出の合理化（こども家庭庁、厚生労働省）

業務管理体制整備の届出事項について

- 平成24年4月から、指定障害福祉サービス事業者等は、法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務づけられている。
- 事業者名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、変更の届出を行う必要がある。

【業務管理体制の届出が義務づけられる事業者の種類】

- ・ 指定障害福祉サービス事業者 (障害者総合支援法第51条の2)
- ・ 指定障害者支援施設の設置者
- ・ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者 (障害者総合支援法第51条の31)
- ・ 指定障害児通所支援事業者 (児童福祉法第21条の5の26)
- ・ 指定障害児入所施設の設置者 (児童福祉法第24条の19の2)
- ・ 指定障害児相談支援事業者 (児童福祉法第24条の38)

【業務管理体制の整備について】

事業者等に対し、不正事案の発生防止の観点から、**事業運営の適正化を図るための体制の整備**を求めるもの。具体的には、事業所等職員の**法令遵守を確保するための責任者が置かれていること**、事業所等の数に応じ、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「**法令遵守規程**」の整備、外部監査などによる「**業務執行の状況の監査**」が行われていることが必要とされている。

指定及び業務管理体制の整備に係る届出事項

指定の届出事項（※1）

- 1 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地
- 2 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 3 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 4 申請者の登記事項証明書又は条例等
- 5 事業所の平面図
- 6 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 7 運営規程
- 8 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 9 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 10 指定の欠格事由に該当しないことを誓約する書面
- 11 その他指定に関し必要と認める事項

業務管理体制の届出事項（※2）

- 1 法人の種別、名称
- 2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
- 3 代表者氏名、生年月日
- 4 代表者の住所、職名
- 5 事業所名称等及び所在地
- 6 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（注1）
- 8 業務執行の状況の監査の方法の概要（注2）

（注1）事業所数が20以上の事業者に限る（業務が法令に適合することを確保するための規程の整備）

（注2）事業所数が100以上の事業者に限る（業務執行の状況の監査を定期的実施）

（※1）

居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の届出の場合。

（※2）

指定事業者等(指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設等)に係る業務管理体制の整備の届出の場合。

事業者が整備する業務管理体制

事業所等の数	20未満	20以上100未満	100以上
業務管理体制の内容	法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（ 法令遵守責任者 ）の選任		
		業務が法令に適合することを確保するための規程（ 法令遵守規程 ）の整備	
			業務執行の状況の監査 を定期的実施

指定の届出と業務管理体制の届出の概要

	事業所等の区分	指定の届出先	業務管理体制の届出先
①	指定事業所等（※1）が2以上の都道府県に所在する事業者等	各事業所等の所在する都道府県、指定都市又は中核市	主務大臣
②	全ての指定事業所等が同一指定都市（※2）内に所在する事業者等	指定都市	指定都市
③	全ての指定事業所等（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。）が同一中核市内に所在する事業者等	中核市	中核市
38	①から③以外の事業者等 （事業所等の所在地が指定都市又は中核市以外の場合）	都道府県	都道府県
	①から③以外の事業者等 （事業所等の所在地が指定都市又は中核市の場合）	各事業所等の所在する指定都市又は中核市	

（※1）指定事業者等には以下が含まれる。

【障害者総合支援法に基づくもの】

- ・指定障害福祉サービス事業者
- ・指定障害者支援施設
- ・指定一般相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

- ・指定障害児通所支援事業者
- ・指定障害児入所施設

（※2）児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については、児童相談所設置市を含む。

（※3）特定相談支援事業者や障害児相談支援事業者は、市町村に対して指定の届出を行うこととなっている等、上記と取扱いが異なる。

要望の概要

要望の概要

指定障害福祉サービス事業者等について、指定に係る届出事項の変更の届出と、業務管理体制の整備に関する届出事項の変更の届出の双方の届出事項が重複する場合には業務管理体制の整備に関する変更の届出の省略を可能とすること。

一次回答

指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事項の変更の届出及び業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出に関する自治体における運用状況等を踏まえ、必要な検討を行う。

対応案

届出先の変更に伴い届出漏れが生じることが無いようにすることなどに配慮しつつ、事業所の指定に係る届出先と業務管理体制の整備に関する届出先が同一である場合は、業務管理体制の整備に関する届出の簡略化する方向で検討する。